

承認免税手続事業者承認申請書の記載要領等

1 提出すべき場合

この承認申請書は、免税手続カウンター（承認免税手続事業者が他の事業者の免税販売手続を行うための施設設備）を設置しようとする事業者（消費税の課税事業者に限ります。）が、免税手続カウンターを設置することについての承認を受けようとする場合に事業者の納税地を所轄する税務署長に提出するものです（令18の3③、規則8①）。

- （注）1 承認免税手続事業者の承認には、一定の審査期間を要しますので、余裕を持って承認申請書を提出してください。
- 2 承認申請書に記載した内容に変更があった場合には、遅滞なく（承認免税手続事業者の承認に係る免税手続カウンターを移転するときは、その移転する日の前日までに）、「輸出物品販売場等変更届出書」を提出する必要があります（規則8③）。
- 3 承認免税手続事業者の承認に係る免税手続カウンターを廃止しようとするときは、「承認免税手続事業者不適用届出書」を提出する必要があります（令18の3⑦）。
- 4 承認免税手続事業者の承認は、設置しようとする免税手続カウンターごとに受ける必要があります。なお、承認を受けようとする免税手続カウンターが2以上ある場合には、適宜の様式に「設置しようとする免税手続カウンターの所在地」欄に記載すべき事項をまとめて記載した一覧表等を作成して添付することで、各免税手続カウンターについての承認申請を行うこととしても差し支えありません。

《承認免税手続事業者の承認要件》

次に掲げる要件の全てを満たす事業者（消費税の課税事業者に限ります。）に与えるものとする。

- ① 現に国税の滞納（その滞納額の徴収が著しく困難であるものに限ります。）がないこと。
- ② 免税手続カウンターにおいて免税販売手続を適正に実施するための必要な体制を整備していること。
- ③ 輸出物品販売場の許可を取り消され、又は承認免税手続事業者若しくは承認送受信事業者の承認を取り消され、かつ、その取消しの日から3年を経過しない者でないことその他免税手続カウンターを設置する承認免税手続事業者として特に不相当と認められる事情がないこと。

2 記載要領

「設置しようとする免税手続カウンターの所在地」欄には、設置しようとする免税手続カウンターの所在地を記載します。免税手続カウンターをショッピングセンター等に設置する場合には、その場所を特定できるよう、例えば「〇〇県◇◇市××〇ー〇 △△モール□□館 3階123区画」のように具体的な所在地を記載します。

3 添付書類

添付書類の確認（確認欄にチェックしてください。）		確認
設置しようとする免税手続カウンターで行う免税販売手続に係る事務の概要を記載した書類（免税販売手続マニュアルなど） ※ この書類は、既に承認免税手続事業者の承認を受けており、これまでの承認申請時に提出したものと <u>内容に変更がない場合</u> 、提出を省略して差し支えありません。この場合、承認申請書の「参考事項」欄に、例えば「必要な添付書類は令和〇年〇月〇日に同内容のものを提出済であるため、提出を省略」と記載します。		☐